

## ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書

古賀市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）  
は、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、受注者が日常業務の範囲でひとり暮らし高齢者等の異変を察知したときに、発注者へ通報する活動（以下「受注者による見守り活動」という。）について、発注者及び受注者が積極的に協力して取り組み、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるようにすることを目的とする。

### （発注者の役割）

第2条 発注者は、受注者から通報を受けた場合には、対象者の状況を速やかに確認し、必要な支援を行うものとする。  
2 発注者は、受注者による見守り活動が円滑に実施されるよう、受注者に対して必要な情報の提供等の支援を行うとともに、住民に対してこの活動の周知に努めるものとする。

### （受注者の役割）

第3条 受注者は、日常業務の範囲で、顧客等に関して何らかの異変を察知した場合には、速やかに発注者に通報するよう努めるものとする。  
2 前項に定める通報は、良心に基づき誠実に行うものであり、これに基づき発注者が行う支援活動の実施に当たり生ずる問題への責任は負わないこととする。

### （個人情報保護）

第4条 発注者及び受注者は、受注者における見守り活動を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

### （費用負担）

第5条 受注者における見守り活動に要する経費は受注者の負担とする。

### （販売促進利用の禁止）

第6条 受注者は、この協定を販売の促進のために利用してはならない。

### （相互連携）

第7条 発注者及び受注者は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互連携の強化に努めるものとする。

### （協議）

第8条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、又はこの協定に定

めのない事項について定める必要が生じたときは、発注者及び受注者で協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに発注者又は受注者のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期限満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号  
古賀市  
古賀市長 田辺 一城

受注者 住 所

氏 名

代表者